

深川市告示第15号

令和4年12月1日付、深川市告示第314号で公告した「令和5年度及び令和6年度において、深川市が発注する建設工事、設計等、物品購入、役務の提供等の契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格」について、告示内容を次の通り変更したので公告する。

令和5年1月26日

深川市長 田中昌幸

記

変更する事項（下線部分）

(5) 物品購入等

次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員が2人以上であること。